大崎上島町公告第２７号

このたび、大崎上島町の一部を地域とする県営土地改良事業（ため池等整備事業久保下池地区）の事業施行申請に当たり、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号。以下「法」という。）第８５条の２第２項の規定による公告をしたいので、同条第５項において準用する法第８５条第６項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業の計画の概要書は次により縦覧に供するので、意見のある者は、令和８年１２月１日までに大崎上島町長へ意見書を提出されたい。

令和８年１１月１１日

大崎上島町長　　谷川　正芳

１　縦覧期間

令和８年１１月１１日から令和８年１２月１日まで

２　縦覧場所

大崎上島町役場建設課

３　意見書の提出先等

（１）意見書の提出先

郵便番号　７２５－０２３１

豊田郡大崎上島町東野６６２５番地１

大崎上島町建設課

（２）意見書の提出期限

令和８年１２月１日

（３）意見書の提出上の注意

①　意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

②　意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

③　提出していただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

④　電話での意見は、お受けできません。